

精華町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

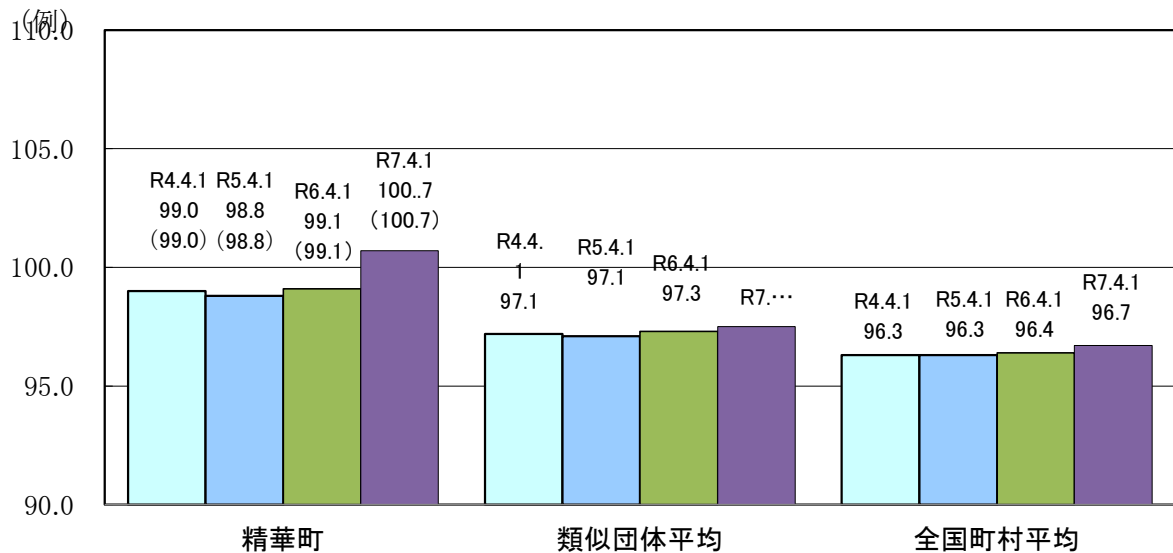
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	人 36,210	千円 16,260,004	千円 231,694	千円 3,921,205	% 24.1	% 22.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似町村平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
令和6年度	人 323	千円 1,234,117	千円 354,603	千円 543,338	千円 2,132,058	千円 6,601	千円 5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ R7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

国家公務員と比較して、若年層の役職への登用が多いため、ラスパイレス指数の上昇の一因となったもの。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準8%に対し、精華町においても8%支給。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年度は7%、令和8年度からは8%を支給。
 (参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
精華町の支給割合	6%	7%	8%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
精華町	41.2 歳	325,000 円	430,646 円	375,663 円
京都府	40.9 歳	316,455 円	406,663 円	366,635 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
精華町	44.2 歳	8 人	267,200 円	315,601 円	291,863 円	—	—	—	—
うち給食調理員	44.2 歳	8 人	267,200 円	315,601 円	291,863 円	飲食物調理従事者	43.6 歳	287,600 円	1.10
京都府	58.3 歳	87 人	358,517 円	407,506 円	388,954 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	6 人	300,025 円	336,084 円	321,797 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
精華町	—	—	—
うち給食調理員	5,329,712 円	3,753,000 円	1.42
うち清掃職員	— 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	精 華 町	京 都 府	国	
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	228,500 円	220,000 円
	高 校 卒	201,000 円	197,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	199,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	
一般行政職	大 学 卒	296,000 円	324,000 円	380,600 円	399,000 円
	高 校 卒	275,700 円	303,000 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

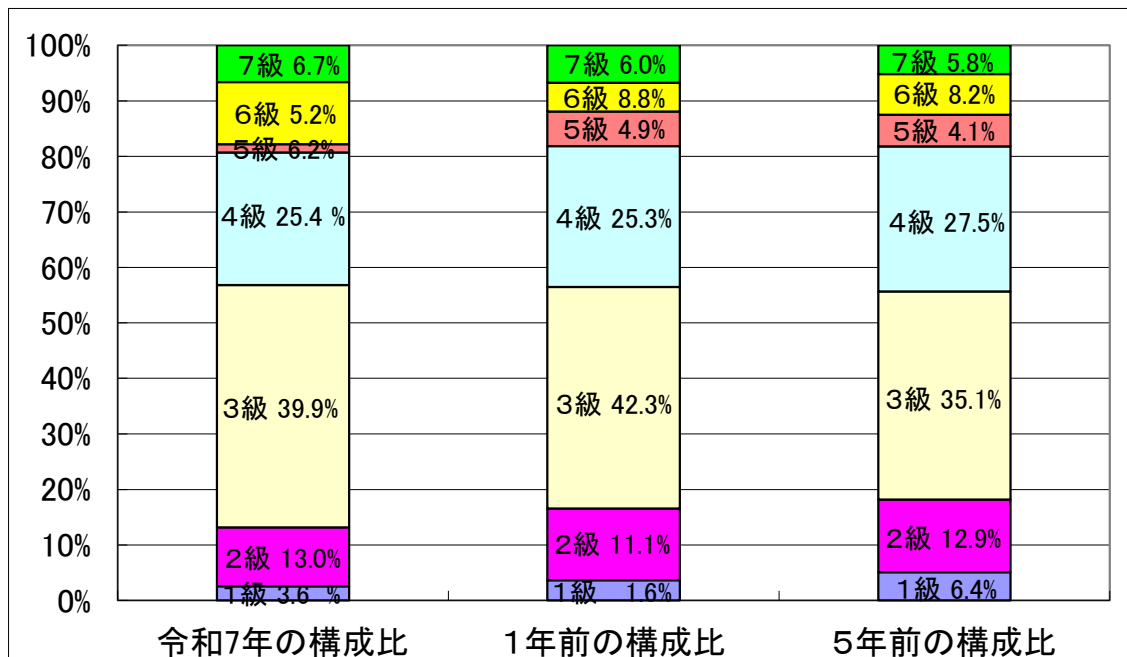
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定期的な業務を行う主事(技師)の職務	5 人	2.5 %	183,500 円	258,100 円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事(技師)の職務	21 人	10.7 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長、主査の職務	86 人	43.6 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課等の長の補佐、主幹、主任主査の職務	47 人	23.9 %	298,800 円	398,900 円
5 級	専門官の職務	3 人	1.5 %	321,300 円	404,200 円
6 級	困難な業務を行う課等の長の職務	22 人	11.2 %	355,200 円	418,700 円
7 級	部等の長、部等の次長、部等の参事の職務	13 人	6.6 %	408,300 円	450,900 円

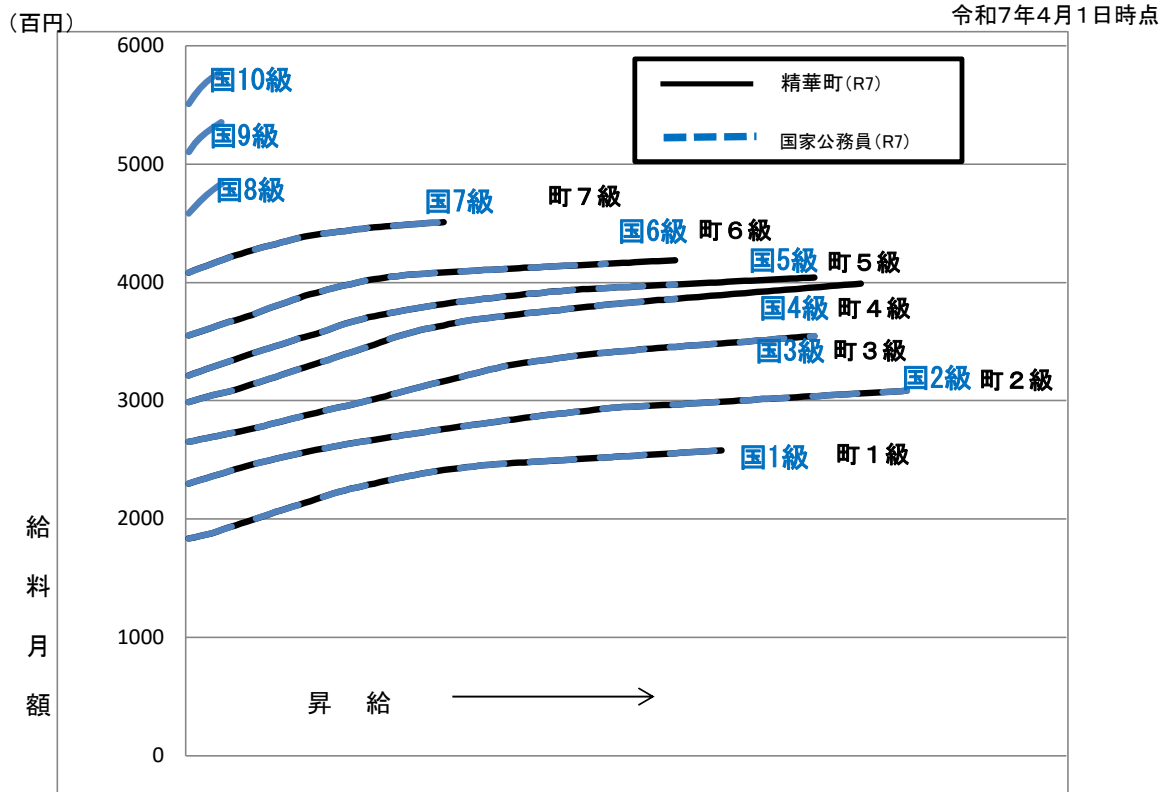
(注) 1 精華町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合) また、平成21年度に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		令和10年4月		令和10年4月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

精 華 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,746 千円	1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,776 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.400)月分 (1.025)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年4月		令和9年4月	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

精 華 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残念数×3%) 59歳の職員のうち59歳6か月未満の職員については定年までの残念数×2%加算。59歳6か月以上の職員については、加算措置なし。		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残念数×3%) 59歳の職員のうち59歳6か月未満の職員については定年までの残念数×2%加算。59歳6か月以上の職員については、加算措置なし。	
1人当たり平均支給額	4,801 千円	21,294 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		77,754 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		231,416 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
精華町全域	6 %	336 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	17,512 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	199,010 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	27.2 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	環境衛生担当職員	消毒処理等作業	日額230円以内
行旅死亡人取扱作業手当	福祉担当職員	行路死亡人収容埋葬等	1回あたり5,000円
休憩時間拘束手当	消防職員	休憩時間拘束勤務	隔勤:2,600円、日勤:500円
救急救命士業務手当	消防職員(免許保有者)	免許保有者の救急作業	1回あたり510円以内
災害及び緊急等出動手当	消防職員、水道企業職員等	災害現場等の緊急出動	1回あたり300円以内
死亡動物取扱作業手当	環境衛生・ごみ収集担当職員	動物の死体処理	1件あたり2,500円(/従事者数)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	127,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度)	452 千円
支給実績(令和5年度決算)	114,191 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	422 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	1.配偶者 3,000円 2.子 1人 11,500円 3.配偶者、子以外 1人 6,500円 ※16歳～22歳までの子 1人につき加算額 5,000円	同じ		35,572 千円	240,354 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃支払者 家賃額に応じて最大28,000円	同じ		20,010 千円	285,869 円
通勤手当	1.交通機関等利用者 6ヶ月までの最長となる定期券価額 (※1ヶ月あたり限度額:55,000円) 2.自動車利用者 往復通勤距離×23日×ガソリン単価 /10リットル(※限度額:55,000円) 3.自転車等利用者 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km未満 7,300円 片道15km以上20km未満 10,400円 片道20km以上25km未満 13,500円 片道25km以上30km未満 16,600円 片道30km以上35km未満 19,700円 片道35km以上40km未満 22,800円 片道40km以上45km未満 25,900円 片道45km以上50km未満 29,100円 片道50km以上55km未満 32,300円 片道55km以上60km未満 35,500円 片道60km以上 38,700円	異なる	2.自動車利用者 自転車等利用者と異なり、町内平均ガソリン価額を用いて算定	26,612 千円	90,713 円
管理職手当	・部長級:月額70,000円 ・参事級:月額65,000円 ・課長級:月額60,000円	異なる	役職に応じて定額で支給	31,090 千円	675,877 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により ・休日等に勤務した場合に支給 (2時間未満は支給なし) 部長級:8,000円 参事級:7,000円 課長級:6,000円 ※6時間を超える場合は100/150を乗じて得た額を支給 ・平日深夜に勤務した場合に支給 部長級:4,000円 参事級:3,500円 課長級:3,000円	同じ		56 千円	7,000 円
休日勤務手当	1時間につき 時間単価×135/100	同じ		15,775 千円	384,760 円
夜間勤務手当	1時間につき 時間単価×25/100	同じ		3,216 千円	74,798 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円 ※5時間未満の勤務の場合 2,200円	同じ		536 千円	4,400 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	825,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円/ 559,000 円
	副 町 長	705,000 円	760,000 円/ 530,000 円
報 酬	議 長	373,000 円	499,000 円/ 280,000 円
	副 議 長	310,000 円	430,000 円/ 214,000 円
	議 員	287,000 円	400,000 円/ 189,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)	
	副 町 長	3.45	月分
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)	
	副 議 長	3.45	月分
	議 員		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×530/100×在職年数	17,490,000 任期满了時
	備 考	給料月額×315/100×在職年数	8,883,000 任期满了時

(注) 1 給料月額の金額については、条例に基づいた金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

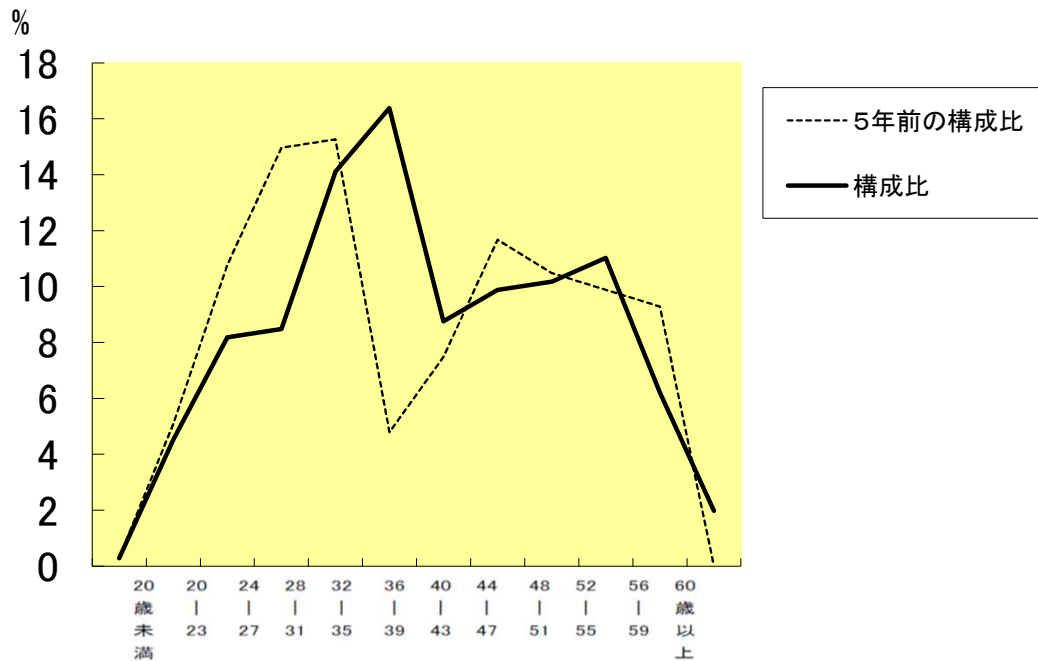
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	4	1	議会議務局運営の体制強化 DX化推進による体制強化 短時間の暫定再任用職員の配置による 社会福祉施策推進体制強化 健康施策推進体制の強化 土木技術職員の人材不足による減 ＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 66.56 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.10 人)
	総 務	69	70	1	
	税 務	18	17	△1	
	民 生	79	82	3	
	衛 生	21	22	1	
	農 林 水 産	—	—	—	
	商 工 土 木	8	8	—	
計	237	241	4		
	教育部門	32	31	△1	
	消防部門	54	53	△1	
	小 計	323	325	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 89.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.47 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	1	1	0	土木技術職員の人材不足による減 福祉施策体制の強化
	水 道	13	12	△1	
	下 水 道	7	7	—	
	そ の 他	8	9	1	
	小 計	29	29	—	
	合 計	352 [400]	354 [400]	2 [-]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 97.76 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	16人	29人	30人	50人	58人	31人	35人	36人	39人	22人	7人	354人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	増減数	(率)
一般行政	226	223	221	224	237	241	15	(107%)
教育	23	23	25	26	32	31	8	(96%)
消防	53	53	53	53	54	53	0	(100%)
公営企業	32	32	30	29	29	29	△3	(97%)
計	334	331	329	332	352	354	20	(104%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6 年度	1,009,200	△39130	90,638	9.0	10.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6 年度	13	57,778	10,212	22,648	90,638	6,972

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び
定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

※政令指定都市を除く

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
精 華 町	40.8 歳	337,560 円	477,821 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

精 華 町		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,617 千円		1,746 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

精 華 町			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置		
(定年までの残念数×3%)			(定年までの残念数×3%)		
59歳の職員のうち59歳6か月未満の職員については定年までの残念数×2%加算。59歳6か月以上の職員については、加算措置なし。			59歳の職員のうち59歳6か月未満の職員については定年までの残念数×2%加算。59歳6か月以上の職員については、加算措置なし。		
(2~45%加算)			(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	178 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	4,801 千円	21,294 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,270 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		233,603 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	6 %	14 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	12 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	1,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	71.4 %
手当の種類(手当数)	4(6)を参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	7,164 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	651,303 円
支給実績(令和5年度決算)	12,444 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	1,036,975 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同じ		1,630 千円	203,812 円
住居手当	〃	同じ		588 千円	294,000 円
通勤手当	〃	同じ		964 千円	74,183 円
管理職手当	〃	同じ		1,403 千円	701,760 円
管理職員特別勤務手当	〃	同じ		80 千円	40,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6 年度	千円 1,726,406	千円 9,091	千円 48,866	% 3.0	% 2.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6 年度	人 7	千円 30,995	千円 5,694	千円 12,176	千円 48,866	千円 6,981

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及びの給与定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

※政令指定都市を除く

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
精 華 町	39.4 歳	351,510 円	453,339 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

精 華 町	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,739 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,764 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

精 華 町	一 般 行 政 職
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)
(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円)	(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 4,801 千円 21,294 千円)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	1,754 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	250,642 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	6 %	7 人	6 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	3 %	3 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)	4 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	900 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	71.4 %
手当の種類(手当数)	4(6)を参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	4,770 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	795,106 円
支給実績(令和5年度決算)	4,798 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	685,465 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同じ		1,638 千円	273,000 円
住居手当	〃	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	〃	同じ		249 千円	49,863 円
管理職手当	〃	同じ		662 千円	662,112 円
管理職員特別勤務手当	〃	同じ		9 千円	9,000 円